

小説家であるAは、古代中国の春秋戦国時代に生きた武将 α の数奇な生涯を描いた小説（以下「本件小説」という。）を執筆した。

漫画家であるBは、Aの承諾を得て、本件小説を原作とした連載漫画（以下「本件漫画」という。）を執筆した。その際、Bは、本件小説に登場する主人公の武将 α その他の登場人物の特徴について、本件小説に言語で描かれている特徴を踏まえながらも漫画として描くにふさわしい容姿を自ら考え出し、それぞれが身に着ける甲冑や衣装についても、数々の古代中国の資料を参考にし、さらに漫画としての特徴を出すべく、西洋風の甲冑や衣装の要素も取り入れながら、独自の視点を加味して描いた。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えよ。ただし、著作者人格権について触れる必要はない。

〔設 問〕

1. 映画製作会社Cは、本件漫画に登場する武将αを主人公としたアニメーションを製作し、それをDVDとして販売したいと考え、この企画をBに持ちかけたところBの承諾を得たので、Aの承諾を得ないまま、同アニメーション（以下「本件アニメ」という。）を製作した。本件アニメは、Bが描いた本件漫画の登場人物の作画を忠実にアニメ化したものではあるが、その物語の展開は本件小説には全く描かれていない独自の内容であった。

Aは、Cに対して、本件アニメのDVDの製造・販売の差止めを求めるためにどのような主張をすべきか。

これに対するCの反論としてどのような主張が考えられるか。

双方の主張の妥当性についても論ぜよ。

2. イベント主催会社Dは、各漫画雑誌に掲載された人気漫画の原画を展示して紹介するイベント（以下「本件イベント」という。）を企画し、その際、所有者の承諾を得て本件漫画の原画を展示する予定であるが、その一方で、A及びBに無断で、展示される武将αが描かれている本件漫画の原画の1枚を、A5版30頁の観覧者向けパンフレット（以下「本件パンフレット」という。）において、1頁の約3分の2の大きさに掲載し、それに簡単な解説を付けた上で、これをイベント会場において観覧者に販売しようとしている。

また、Dは、本件イベントの入場前売りチケット（以下「本件チケット」という。）にも、A及びBに無断で、本件漫画の原画の1コマを印刷して、これを販売しようとしている。なお、本件チケットは、上記原画の1コマを除けば、本件イベントの名称、本件イベントの日時場所が記載されているにすぎないものであった。

Bは、Dに対して、本件パンフレット及び本件チケットの販売の差止めを求めるためにどのような主張をすべきか。

これに対するDの反論としてどのような主張が考えられるか。

双方の主張の妥当性についても論ぜよ。

3. 玩具製造業者Eは、A及びBの承諾を得て、本件漫画の主人公である武将 α の小型のプラスチック製人形（以下「本件フィギュア」という。）を製作し、これを大量に販売している。本件フィギュアは、手足の関節が自由に屈折し、付属の甲冑の着せ替えができる高さ8センチメートルほどのおもちゃの人形ではあったが、その模型原型は、武将 α の全体像についてEの従業員である造形師が想像力を駆使して造形したものであり、本件漫画では十分に描かれていない前後左右から見た武将 α の容姿及び甲冑の立体的形状や色彩、金属としての光沢などがまるで本物のような質感で造形されており、小さいながらも極めて精細かつ色鮮やかで躍動感にあふれる形態のものであった。

菓子製造販売業者Fは、A、B及びEに無断で、自らが製造販売するスナック菓子のおまけとして本件フィギュアを細部まで模倣して小型化した武将 α のプラスチック製人形を製造して、これを消費者に提供しようとしている。

E及びBは、Fに対して、上記行為の差止めを求めるためにどのような主張をすべきか。
これに対するFの反論としてどのような主張が考えられるか。
双方の主張の妥当性についても論ぜよ。

【設問1】

■ 映像についてのAの主張

- Aは、本件小説の著作権者である。
- 本件漫画は、本件小説の本質的特徴を維持しつつ、本件小説に新たな創作性が付加された二次的著作物（2条1項11号）である（江差追分事件最高裁判決）。
- Aは、登場人物の作画を含む本件漫画の全部について、28条の複製権（21条）と頒布権（26条1項）を有する（キャンディ・キャンディ事件東京高裁判決）。
- 本件アニメにおける登場人物の映像（媒体に固定されたもの）は、本件漫画における登場人物の作画の複製物（2条1項15号）である。

■ ストーリーについてのAの主張

- 本件アニメも、本件小説の本質的特徴を直接感得できるものであり、かつ本件漫画に更なる創作性が付加された本件小説の二次的著作物である。
- Aは、本件アニメの全部について、28条の複製権（21条）と頒布権（26条1項）を有する。
- よって、28条の複製権に基づき本件アニメのDVD（本件アニメの複製物）の製造を差し止めることができ、28条の頒布権に基づき当該DVDの販売（本件アニメの複製物の不特定又は多数人への譲渡）を差し止めることができる（112条1項）。

【設問1】の続き

■ Cの反論、双方の主張の妥当性

- 本件アニメから本件小説の本質的部分を直接感得することはできない。したがって、本件アニメ（媒体に固定されたもの）は、本件小説の複製物でも本件小説の二次的著作物の複製物でもない。
- 本件アニメの物語展開はCが独自に創作したものであるから、当該主張は、ストーリーについては、妥当であると考ええる。
- Aが本件漫画について有する28条の権利の範囲は、B独自の創作部分である登場人物及びその背景の作画には及ばない。
- ◆ 原著作者が二次的著作物について有する28条の権利の範囲は、翻案により新たに付加された創作部分にも及ぶのか否か問題になる。
- 原作品の創作は何らかの形で二次的著作物の全体に影響を与えていることから、28条の権利は二次的著作物全体に及ぶと考える。
- 本件においても、登場人物及びその背景の作画は、Bにより完全に独自創作されたものではなく、本件小説で表現された登場人物及び背景描写の特徴を踏まえて描かれたものである。
- したがって、Aが本件漫画について有する28条の権利の範囲は登場人物及びその背景の作画に及ぶと考える。
- よって、Aは、本件漫画の利用についての28条の複製権・頒布権に基づき、本件漫画における登場人物及びその背景の作画の複製物である本件アニメのDVDの製造・販売を差し止めることができると考える。

【設問2】

■ Bの主張

- 本件パンフレット及び本件チケットは、本件漫画の複製物である。
- 本件イベントの観覧者は、不特定又は多数人（2条5項）であるから公衆に該当する。
- したがって、本件イベントの観覧者に本件パンフレット及び本件チケットを譲渡する行為は、譲渡権（26条の2第1項）侵害を構成する。よって、Bは譲渡権に基づき本件パンフレット及び本件チケットの販売を差し止めることができる（112条1項）。

■ Dの反論、双方の主張の妥当性

- 本件パンフレット及び本件チケットに本件漫画の原画を掲載することは32条1項（引用）又は47条1項（展示著作物を解説又は紹介する目的での小冊子への掲載）により免責され、本件パンフレット及び本件チケットを観覧者に譲渡することは47条の7本文により免責される。

- 32条1項所定の適法引用の要件は、

- ① 引用元の著作物が公表されていること
- ② 「引用」に該当すること
- ③ 公正な慣行に合致すること
- ④ 引用の目的上正当な範囲内で行なわれること

であり、明瞭区分性（引用部分とその他の部分が明瞭に区分されていること）と主従関係（引用部分が従、その他の部分が主であること）が、「引用」に該当するための要件であると考える。

【設問2】の続き

- Dは、原画（原作品）所有者から展示の承諾を得ているので、45条1項に基づく当該原画の展示権限者、すなわち47条1項の「原作品展示者」に該当する。
- 販売目的であっても、展示著作物を解説又は紹介する目的を兼ねていれば、47条1項の目的要件は充足されると考える。
- ◆ 適法引用の要件としての主従関係の要件、47条1項の適用要件としての「小冊子」該当性は充足されるか？
- 被引用著作物が美術の著作物であるとき、その解説をする上での必要性を超えて、被引用著作物を独立して鑑賞できる精度・大きさを複製するときは、主従関係の要件、「小冊子」該当性の要件は充足されないと考える。

【設問2】の続き

- 本件パンフレットについては、解説が簡単なものである一方、販売目的でA5の約3分の2の大きさを複製されている。そのため、本件パンフレットについては、本件漫画原画の解説をする上での必要性を超えて、本件漫画原画を独立して鑑賞できる精度・大きさを複製したと評価される。
- そのため、適法引用の要件である主従関係の要件も、47条1項の要件である「小冊子」該当性の要件も充足されない。
- 本件チケット（本件漫画の原画を除く部分）は著作物ではない。しかしながら、32条1項は、旧著作権法の適法引用条項とは異なり、引用側文献が著作物であることを要件としていない。創作性がない文献にも他人の著作物を引用すべき社会的必要性は認められるので、引用側文献が著作物であることは適法引用の抗弁の要件ではないと考える。
- 本件チケットには本文の記載がないため、本件チケットについては主従関係の要件は充足されない。
- 本件チケットは、展示著作物を解説・紹介するための冊子とは言えない。そのため、本件チケットは、47条1項の「小冊子」に該当しない。
- したがって、本件パンフレットについても、本件チケットについても、適法引用の要件及び47条1項の抗弁、並びにこれらの抗弁を前提とする47条の7本文の抗弁は成立せず、販売差止めが認められると考える。

【設問3】

■ 著作権帰属についてのEの主張

- 本件フィギュアのデザインは、造形師の創作力が発揮された美術の著作物である。
- Eが本件フィギュアのデザインの法人著作者である（15条1項）。
- したがって、Eは、本件フィギュアについて、複製権（21条）及び譲渡権（26条の2第1項）を有する。

■ 著作権帰属についてのBの主張

- 本件フィギュアは、造形師の創作力が発揮されたものである一方、本件漫画の本質的特徴（武将αの容姿・衣装・甲冑）を直接感得させるものであるため、本件漫画の二次的著作物である。
- したがって、Bは、本件フィギュアについて、28条の複製権及び譲渡権（原著作者の権利）を有する。

■ 差止請求についてのE及びBの主張

- 不特定又は多数の消費者は「公衆」（26条の2第1項、2条5項）に該当する。
- 小型化プラスチック製人形の製造は複製権を侵害し、消費者への提供は譲渡権を侵害する。
- 複製権及び譲渡権を「侵害するおそれ」（112条1項）が認められる。

【設問3】の続き

■ Fの反論

- 本件フィギュアのデザインは、大量生産される実用品のデザイン、いわゆる応用美術であるから、著作権法の保護対象ではない。

■ 双方の主張の妥当性

◆ 応用美術は、著作物として保護されるか？

- 著作権法は、実用品のうち美術工芸品についてのみ美術の著作物として保護されることを明記している（2条2項）。
- しかしながら、応用美術のうち実用的な機能とは分離して把握できる美的鑑賞の対象となり得る美的特性である創作的表現は、美術の著作物として保護されると考える（分離可能性説、平成26年8月28日ファッションショー事件知財高裁判決）。
- 本件フィギュアは、実用的機能である可動性とは分離して把握できる美的特性である独特の形状・色彩・質感による武将αの姿の表現を備える。この表現は美術の著作物として保護される。
- よって、E及びBによる差止請求は認められると考える。